



令和3年8月3日

## 滋賀県内の地方公共団体に対する財政融資資金の貸付状況

- 令和2年度の新規貸付額は295億円となり、5期連続の減少から増加に転じる。  
(対前年度比+65億円、+28.5%)
- 令和2年度末の貸付残高は5,446億円となり、17期連続で減少している。  
(対前年度比▲266億円、▲4.7%)

財務局・財務事務所では、県や市町など地方公共団体(一部事務組合を含む、以下同様)が学校・上下水道・病院などの公共施設や生活関連基盤の整備を図るために必要とする資金の一部として、財政融資資金(国債発行による調達資金が原資)の貸付けを行っています。

### 【概要】

#### ○ 令和2年度における新規貸付額

- ・新規貸付額は295億円。前年度に比べ65億円の増加(+28.5%)となり、5期連続の減少から増加に転じる。
- ・前年度と比較すると「国土保全災害復旧」(+53億円)、「厚生福祉施設」(+14億円)等への貸付が増加したことから65億円(+28.5%)の増加となっている。
- ・用途別にみると、「その他」に含まれる「公共事業等(その他の事業)」が81億円(構成比27.5%)と最も多く、次いで「国土保全災害復旧」が70億円(構成比23.8%)、「臨時財政対策債」が67億円(構成比22.6%)となっている。

#### ○ 令和2年度末における貸付残高

- ・滋賀県内の地方公共団体に対する令和3年3月末現在の財政融資資金の貸付残高は5,446億円となり、前年度と比較すると▲266億円(▲4.7%)と17期連続の減少となっている。
- ・用途別にみると、「臨時財政対策債」が1,576億円(構成比28.9%)と最も多く、次いで「生活環境整備」が1,525億円(構成比28.0%)となっている。

(注) 臨時財政対策債とは、地方財政法第5条の例外として、地方財政計画上の通常収支の不足を補填するために発行される地方債のことである。

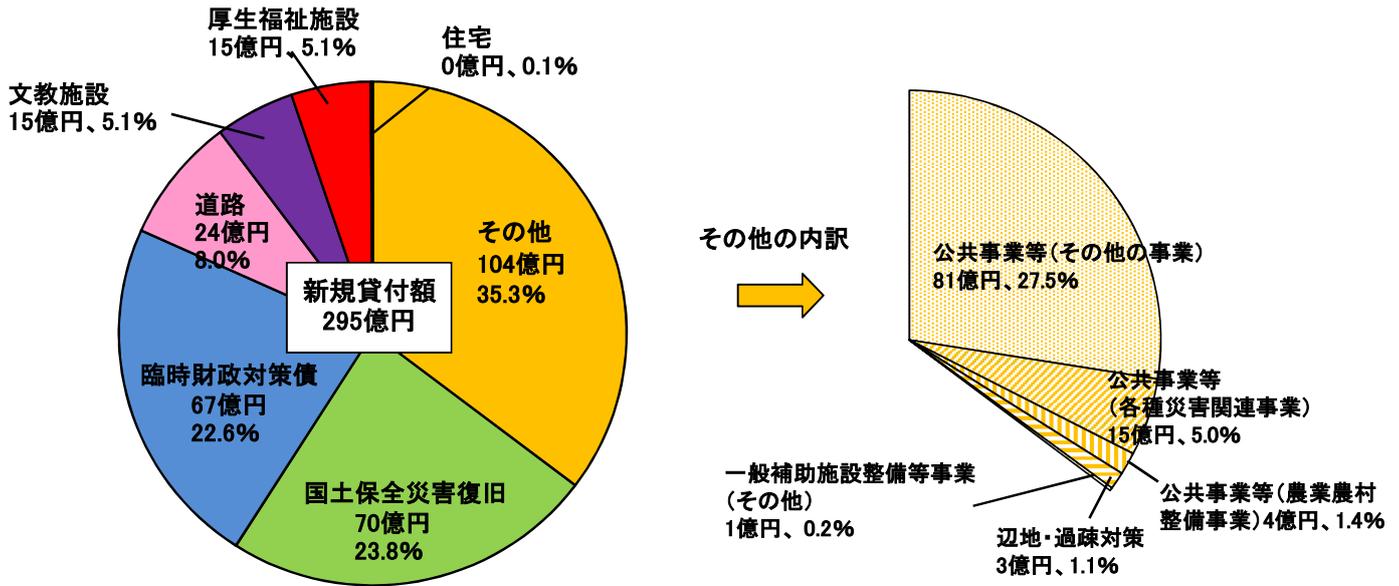
# I. 令和2年度における財政融資資金の新規貸付額

滋賀県内の地方公共団体に対する令和2年度の財政融資資金の**新規貸付額は295億円**となり、前年度と比較すると、「国土保全災害復旧」(+53億円)、「厚生福祉施設」(+14億円)等への貸付が増加したことから65億円(+28.5%)の増加となりました。

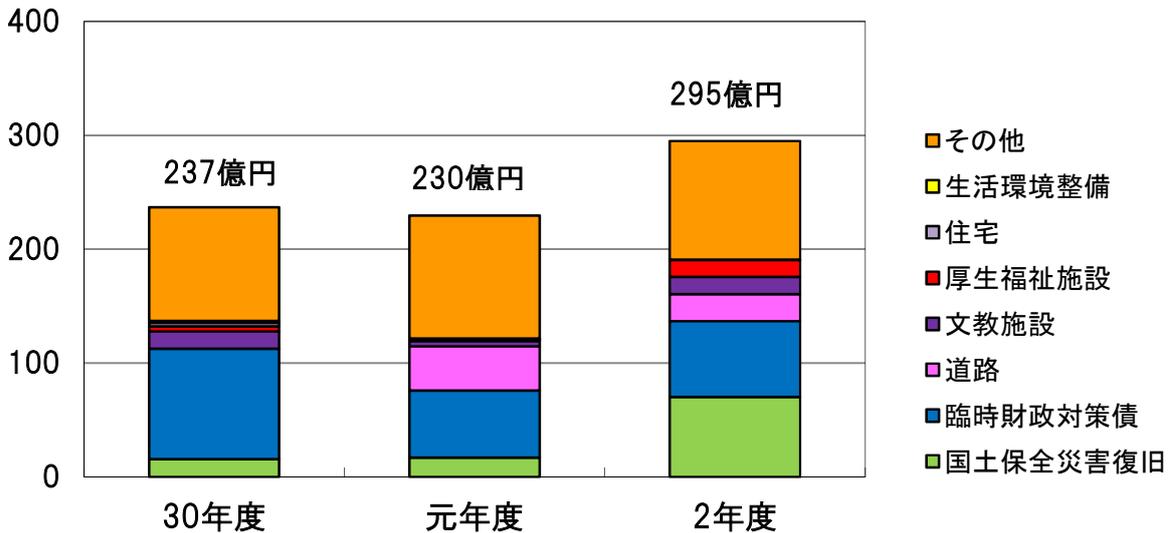
用途別にみると、「その他」に含まれる「公共事業等(その他の事業)」が81億円(構成比27.5%)と最も多く、次いで「国土保全災害復旧」が70億円(構成比23.8%)、「臨時財政対策債」が67億円(構成比22.6%)となっています。

## ◆用途別貸付状況(令和2年度)

(注)表示単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。(以下同じ)



## ◆新規貸付額の推移



## <参考: 新規貸付額>

(単位: 億円)

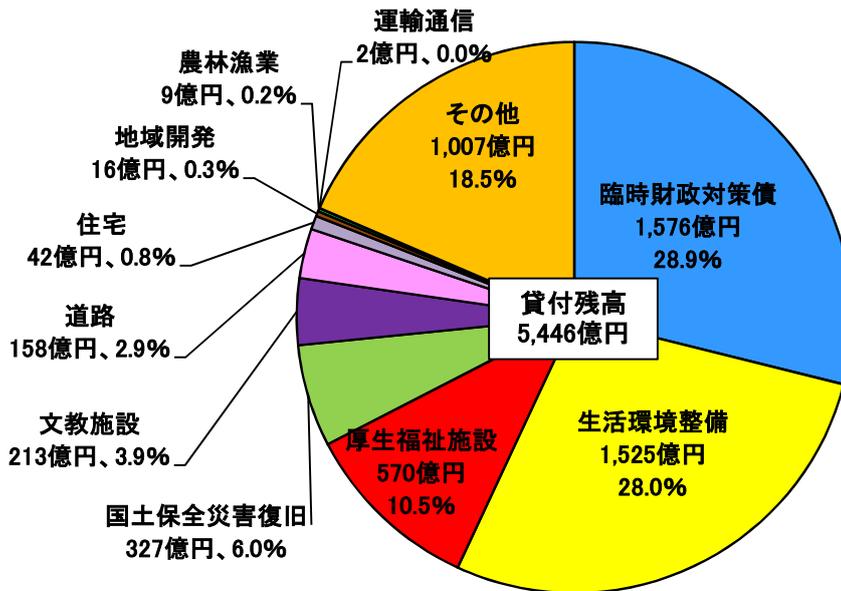
| 区分          | 30年度   | 元年度    | 2年度    |                |
|-------------|--------|--------|--------|----------------|
|             | 金額     | 金額     | 金額     | 前年度比(金額)<br>%  |
| 滋賀県内        | 237    | 230    | 295    | 65<br>28.5     |
| 近畿管内計       | 3,372  | 3,552  | 3,390  | ▲ 162<br>▲ 4.6 |
| (対近畿管内比(%)) | (7.0)  | (6.5)  | (8.7)  | -<br>-         |
| 全国          | 28,454 | 29,898 | 30,403 | 505<br>1.7     |

## Ⅱ.令和2年度末における財政融資資金の貸付残高

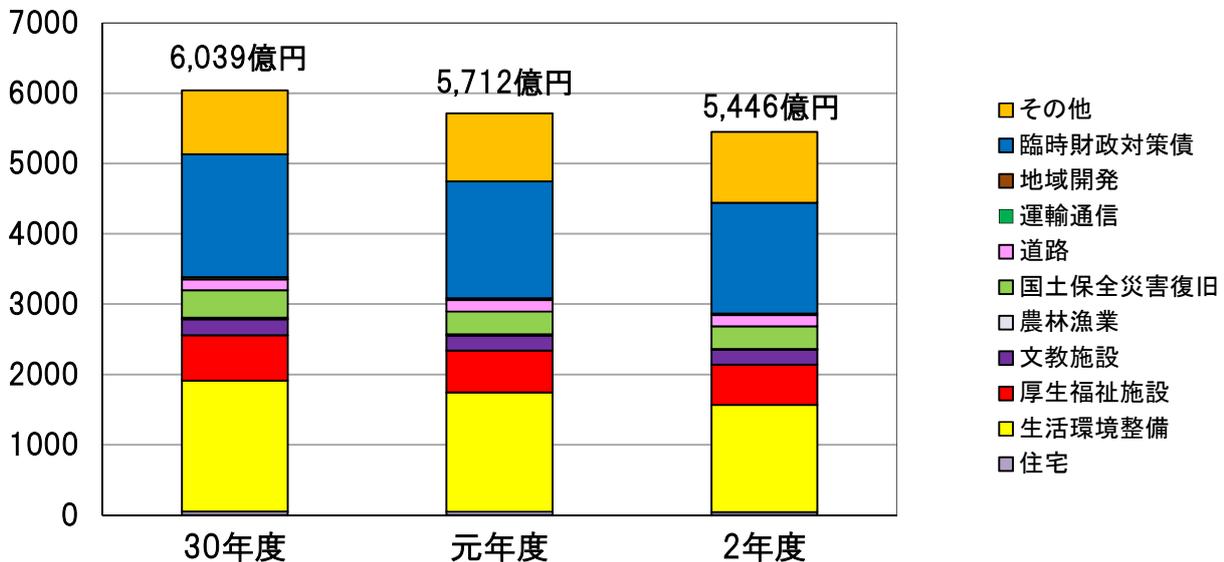
滋賀県内の地方公共団体に対する令和3年3月末現在の財政融資資金の貸付残高は5,446億円となり、前年度と比較すると▲266億円(▲4.7%)と17期連続の減少となっています。

用途別にみると、「臨時財政対策債」が1,576億円(構成比28.9%)と最も多く、次いで「生活環境整備」が1,525億円(構成比28.0%)となっています。

### ◆用途別貸付残高(令和3年3月末現在)



### ◆貸付残高の推移



### <参考:貸付残高>

(単位:億円)

| 区分          | 31年3月末  | 2年3月末   | 3年3月末   |               |
|-------------|---------|---------|---------|---------------|
|             | 金額      | 金額      | 金額      | 前年度比(金額)<br>% |
| 滋賀県内        | 6,039   | 5,712   | 5,446   | ▲266 ▲4.7     |
| 近畿管内計       | 62,505  | 60,341  | 57,981  | ▲2,360 ▲3.9   |
| (対近畿管内比(%)) | (9.7%)  | (9.5%)  | (9.4%)  | - -           |
| 全国          | 454,316 | 442,232 | 431,017 | ▲11,215 ▲2.5  |



## 滋賀県内の財政融資資金の活用事例（令和2年度）

地方公共団体が行う事業のうち、災害復旧事業、辺地・過疎対策事業※のように国が責任をもって対応すべき分野や、教育施設、上下水道など住民生活に密着した社会資本整備を中心として、財政融資資金は活用されています。

令和2年度に財政融資資金が活用された地方公共団体の事業の一部について、ご紹介します。

### 【草津市：公共事業等（その他の事業）、332.9 百万円】

（施設名：市民総合交流センター）



（全景）



（協働ひろば）

草津市立市民総合交流センター（愛称キラリエ草津）は、市民と行政が互いに交流し、協働することにより、社会的、公益的なまちづくり活動を推進するとともに、多様な市民活動を支援するために設置されました。大小様々な広さの会議室、多目的室、音楽室、調理室、和室などを備える施設となります。

### 【近江八幡市：公共事業等（その他の事業）、306.5 百万円】

（施設名：近江八幡市立健康ふれあい公園）



（サッカー場全景）



（アクセス道路全景）

当市では、一般廃棄物処理施設の建設を竹町地先において行い、その隣接地に焼却による熱エネルギーを有効利用した環境に優しい都市公園（健康ふれあい公園）を整備することを決定しました。健康ふれあい公園は『子どもから高齢者までが利用できる健康増進のための運動公園』を基本コンセプトに全体の工事を5期に分けて整備を行い、段階的に供用開始を行っています。令和2年度は第4期工事（サッカー場整備）、アクセス道路整備工事を実施しました。

※辺地・過疎対策事業とは…辺地・過疎地域とは、他の地域と比べて交通などの条件に恵まれない地域や、人口の著しい減少に伴って生産機能などが低下した地域のことをいいます。辺地・過疎対策事業は、こうした地域とほかの地域との格差の是正を図るため、市町村が公共的施設等を整備する事業です。